諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年３月２３日（令和８年（行情）諮問第４０７号ないし同第４１０号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７４６号ないし同第７４９号）
事件名：特定課室の「公益通報個別事案」に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の「公益通報個別事案」に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の「公益通報個別事案」に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定課室の「公益通報個別事案」に係る文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書１」ないし「本件対象文書４」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく各開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和７年１０月２０日付け厚生労働省発総１０２０第１号ないし同第４号による各不開示決定（以下「原処分１」ないし「原処分４」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由（原処分に共通）

審査請求人が主張する各審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「標準文書保存期間基準」に同名の文書が存在する以上、文書は存在しているはずである。

保存期間を超過しており廃棄されていたり、事案が発生しておらず作成されていないということはありうるが、その場合は、不開示理由が異なるはずである。

第３　諮問庁の説明の要旨（原処分に共通）

１　本件各審査請求の経緯等

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和７年５月１２日付け（同年９月２４日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件対象文書について各開示請求をした。

（２）これに対して、処分庁が令和７年１０月２０日付け厚生労働省発総１０２０第１号ないし同第４号により各不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年１２月１８日付け（同月２２日受付）で、本件各審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

３　理由

（１）公益通報に関する担当業務について

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室（以下、第３において「当室」という。）における公益通報に関する担当業務は、外部の労働者等が不正の目的ではなく、勤務先での厚生労働本省（以下「本省」という。）が処分権限を持つ法令違反行為についての通報（外部による公益通報）を受け付けるための省内窓口としての業務である。

このため、当室では、外部の労働者等からの公益通報メール送信フォーム等からの通報について、対外的な受付業務を行っている。具体的には、通報内容を確認した上で、法令違反行為に関する法律を所管する担当部局への取り次ぎを行うとともに、明らかに、本省が法令違反行為の処分権限を有していない通報については、正しい通報先を通報者に教示することである。

（２）本件対象行政文書の特定について

処分庁は、本件開示請求を受け、行政文書開示請求書の「厚生労働省大臣官房総務課行政相談室の『公益通報個別事案』に係る全ての文書　令和３年度」、「厚生労働省大臣官房総務課行政相談室の『公益通報個別事案』に係る全ての文書　令和４年度」「厚生労働省大臣官房総務課行政相談室の『公益通報個別事案』に係る全ての文書　令和５年度」及び「厚生労働省大臣官房総務課行政相談室の『公益通報個別事案』に係る全ての文書　令和６年度」について開示対象文書を検討したが、当室の公益通報に関する主な業務は、省内の窓口として通報を受け付け、省内の主管課に取り次ぐことである。また、厚生労働省が所管する個別の法律を所管しておらず、法令違反行為に対する指導、監督、処分等権限を有していないため、審査請求人のいう当室の公益通報個別事案は存在しないことから、文書不存在とした。

４　審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「『標準文書保存期間基準』に同

名の文書が存在する以上、文書は存在しているはずである。保存期間を経過しており廃棄されていたり、事案が発生しておらず作成されていないということはありうるが、その場合は、不開示理由が異なるはずである。」旨を主張している。

この点、審査請求人が指摘する標準文書保存期間基準の小分類「公益通報個別事案」は存在するが、当該行政文書ファイルには、当室が本省の窓口として受け付けた通報を行政文書として保存しているものである。また、不開示決定通知書の不開示理由にあるとおり、当室では個別の法律を所管しておらず、法令違反行為に対する指導、監督、処分等権限を有していないことから、当室の個別の公益通報事案は存在しない。

したがって、審査請求人が開示請求時に請求した内容については、文書不存在となるため、不開示とした。

なお、同内容については、保存期間が経過して廃棄されたことや、事案が発生しておらず作成していない等、審査請求人のいう「不開示理由が異なる」ということはない。

5　結論

よって、本件各審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

①　令和８年３月２３日　　諮問の受理（令和８年（行情）諮問第４０７号ないし同第４１０号）
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）
③　同年１０月１５日　　審議（同上）
④　同月２６日　　令和８年（行情）諮問第４０７号ないし同第４１０号の併合及び審議

第５　審査会の判断の理由

1　本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2　本件対象文書の保有の有無について

（1）諮問庁は、理由説明書（上記第３の３）において、厚生労働省大臣官房総務課行政相談室（以下「行政相談室」という。）の公益通報に関する主な業務は、省内の窓口として通報を受け付け、省内の主管課に取り次ぐことであるとした上で、同室は厚生労働省が所管する個別の法律を

所管しておらず、法令違反行為に対する指導、監督、処分等権限を有していないため、審査請求人のいう同室の公益通報個別事案は存在しない旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

「標準文書保存期間基準」において「公益通報個別事案」は「中分類」欄に記載されており（上記第３の４の冒頭で「小分類」としたのは誤記である。）、その下位の「小分類（行政文書ファイル等の名称）」欄に記載されているのは「○年度　公益通報」であるが、これはあくまで省全体の公益通報事案に関して行政相談室が保有する文書であって、行政相談室の公益通報個別事案とは別のものである。本件開示請求への対応においては、本件開示請求書の記載等に即して、行政相談室の公益通報個別事案という条件を満たす文書の探索を行ったものであって、この対応に誤りはないと考える。

（２）上記（１）の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、また、探索の範囲についても、不十分とはいえない。

他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙（本件対象文書）

本件対象文書１（諮問第４０７号）

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室の「公益通報個別事案」に係る全ての文書　令和３年度

本件対象文書２（諮問第４０８号）

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室の「公益通報個別事案」に係る全ての文書　令和４年度

本件対象文書３（諮問第４０９号）

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室の「公益通報個別事案」に係る全ての文書　令和５年度

本件対象文書４（諮問第４１０号）

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室の「公益通報個別事案」に係る全ての文書　令和６年度